生駒市訓令甲第８号

生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成１９年７月２７日

生駒市長　山下　真

生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程の一部を改正する訓令

生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程（平成１４年３月生駒市訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号を次のように改める。

(4)　生駒市人権施策に関する基本計画の推進に関すること。

附　則

この訓令は、平成１９年８月１日から施行する。